

第201600023626号

平成28年5月6日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者  
各介護サービス事業所等運営法人 代表者 } 様

鳥取県福祉保健部障がい福祉課長

( 公 印 省 略 )

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について（通知）

このことについて下記のとおり改正しましたのでご承知ください。

（担当：障がい福祉サービス担当 柏木 電話：0857-26-7193）

#### 記

##### 1 改正概要

- （1）「自立訓練」の該当基準に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障がい者に提供する通いサービスに係る基準を追加
- （2）介護保険法の改正に伴い「生活介護」、「短期入所」及び「自立訓練」の基準該当事業所となることができる事業所として介護保険法に基づく指定地域密着型通所介護事業所を追加
- （3）その他所要の改正
- （4）施行日 平成28年4月1日

##### 2 添付書類

- （1）鳥取県公報（平成28年3月31日号外第35号）抜粋
- （2）改正後全文